



田原本町と天理大学との包括的連携に関する協定書



田原本町（以下「甲」という。）及び天理大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、運動・スポーツ分野等を通じて住民の健康増進及び地域コミュニティの活性化を推進するなど、全世代活躍のまち実現に向けて、甲と乙が一体的に連携して、健康で活力ある社会の実現を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 健康づくりに係る活動全般に関すること
- (2) 地域コミュニティ活性化に関すること
- (3) スポーツ振興に係る活動全般に関すること
- (4) 全世代活躍のまち実現に向けた人的支援・人材育成等に関すること
- (5) 学術研究に関すること
- (6) その他目的達成のために必要な事項

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、甲または乙のいずれから別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとする。

（細則）

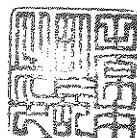
第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年8月7日

田原本町長

森 章 浩



天理大学長

永尾 友 昭

